

**（仮称）札幌市第 2 斎場整備運営事業**  
**落札者決定基準**

**平成 14 年 7 月 23 日**

**札幌市**

## 第1 審査の枠組

### 1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準は、札幌市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、平成14年5月29日に特定事業として選定した「（仮称）札幌市第2斎場整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、事業者を選定する方法及び基準を示すものである。

### 2 審査方法

市は、本事業にPFIを導入することによって、市の財政支出の削減・平準化を図るとともに、民間事業者のノウハウの活用による市民サービス向上を目指している。そこで、事業者の決定については、競争性の確保と民間事業者の提案を幅広く取り入れる観点から、総合評価一般競争入札方式を採用する。

### 3 審査体制

入札参加者から提出された提案書類は、学識経験者で構成する「札幌市第2斎場整備運営事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）で審査を行い、その結果を踏まえて、市が落札者の決定を行う。

事業者選定委員は次のとおりである。

|     |                  |       |
|-----|------------------|-------|
| 委員長 | 北海道大学大学院法学研究科 教授 | 宮脇 淳  |
| 委員  | 北海道大学大学院工学研究科 教授 | 絵内 正道 |
|     | 北海道文教大学 教授       | 鎌田 清子 |
|     | 小樽商科大学 教授        | 下川 哲央 |
|     | 東洋大学経済学部 教授      | 竹澤 康子 |
|     | 北海道大学大学院工学研究科 教授 | 田中 信壽 |

注：委員長以外は五十音順

### 4 審査結果の公表等

審査の結果については、落札者決定後に公表する。

## 5 審査の進め方

### (1) 入札参加資格の確認審査（以下「資格審査」という。）

市は、一般競争入札参加資格確認申請書類により、入札参加希望者が、入札説明書で示した資格要件を充足していることを確認する。資格要件を充足していない入札参加希望者は、失格とする。

### (2) 事業提案審査

#### ア 入札価格審査

市は、入札書に記載された入札参加者の入札価格が、市の設定した予定価格内であることを確認する。予定価格を超えている場合は、失格とする。

事業者選定委員会は、予定価格内の入札価格について評価（点数化）を行う。

#### イ 事業計画提案審査

事業者選定委員会は、事業計画提案書に記載された入札参加者の事業計画提案が、この落札者決定基準に示す必須項目を達成していることを確認する。必須項目を達成していない提案は、失格とする。

事業者選定委員会は、必須項目の達成が確認できた提案について、評価点項目の評価（点数化）を行う。

評価点項目の評価にあたっては、個々の項目の配点率について、次のような段階的な掛け率を用いて、配点を行う。

|                                           |       |
|-------------------------------------------|-------|
| 提案による効果が、特に大きく期待できる                       | × 1.0 |
| 提案による効果が、大きく期待できる                         | × 0.8 |
| 提案による効果が、一定程度期待できる                        | × 0.6 |
| 提案による効果が、わずかに期待できる                        | × 0.4 |
| 提案による効果が、ごくわずかに期待できる                      | × 0.2 |
| 提案による効果が、全く期待できない<br>該当項目について全く提案がない（白紙等） | × 0.0 |

#### ウ ヒアリングの実施

事業者選定委員会は、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者に対しヒアリングを実施する。

#### エ 総合評価

事業者選定委員会は、入札価格審査と事業計画提案審査の結果、評価点の合計が最も高い提案を優秀提案として選定する。

ただし、評価点の合計が最も高い同点の提案が 2 以上あるときは、当該者にくじ

を引かせて優秀提案を選定する。

### (3) 落札者決定

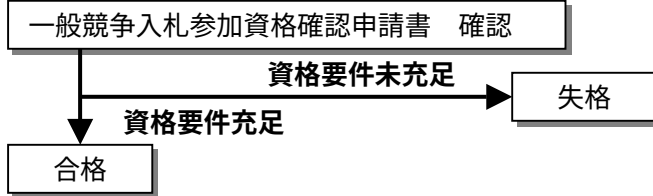
市は、事業者選定委員会の優秀提案選定を踏まえて、落札者を決定する。

#### ※ 入札価格と事業計画提案の配点表

| 項 目             |                | 配 点 |    |
|-----------------|----------------|-----|----|
| 入札価格            |                | 40  |    |
| 施設計画<br>(建築・設備) | 配置・外構計画        | 4   | 20 |
|                 | 施設計画 (その１)     | 6   |    |
|                 | 施設計画 (その２)     | 6   |    |
|                 | 構造・防災等計画       | 2   |    |
|                 | 環境計画           | 2   |    |
| 施設計画<br>(火葬炉)   | 火葬機能の高さ        | 4   | 10 |
|                 | ダイオキシン類の排出抑制対策 | 2   |    |
|                 | 火葬炉制御システムの有効性  | 2   |    |
|                 | その他環境保全計画      | 2   |    |
| 維持管理計画          | 維持管理計画 (建築・設備) | 3   | 5  |
|                 | 維持管理計画 (火葬炉)   | 2   |    |
| 運営計画            | 運営計画の妥当性       | 3   | 15 |
|                 | サービス向上等        | 4   |    |
|                 | 災害時の対応         | 3   |    |
|                 | マネジメント         | 5   |    |
| 資金収支計画等         | 安定的な資金調達に関する提案 | 2   | 10 |
|                 | 事業収支計画に関する提案   | 4   |    |
|                 | 事業安定化方策に関する提案  | 4   |    |
| 合 計             |                | 100 |    |

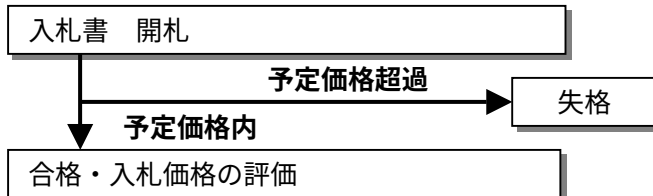
## ＜落札者決定のフロー＞

### 1. 資格審査



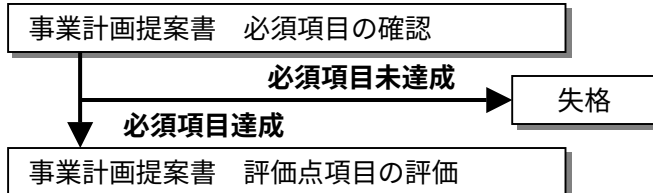
市は、入札説明書に示した資格要件の充足を確認する。

### 2. 入札価格審査



市は、入札価格が予定価格内であることを確認する。  
確認後、事業者選定委員会は、予定価格内の入札価格について評価（点数化）を行う。

### 3. 事業計画提案審査



事業者選定委員会は、施設計画、維持管理計画、運営計画、資金収支計画等について、必須項目の達成を確認した後、評価点項目の評価（点数化）を行う。

### 4. 総合評価

優秀提案の選定

事業者選定委員会は、入札価格審査と事業計画提案審査の結果、評価点の最も高い提案を優秀提案に選定し、その結果を市に報告する。

### 5. 落札者決定

落札者決定

市は、事業者選定委員会の報告を踏まえて、落札者を決定する。

## 第2 資格審査

### 1 入札参加者の構成

- (1) 構成員が明記されていること（代表企業、設計企業、建設企業、火葬炉企業、維持管理企業、運営企業の別）。火葬炉企業を構成員としない場合は、協力企業（入札参加者から業務を受託する企業）となる火葬炉企業名が明記されていること。
- (2) 構成員が他の入札参加者の構成員となっていないこと。

### 2 入札参加者の資格要件

- (1) 設計企業  
設計企業は、建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること、又は同等の資格、実績を有すること。
- (2) 建設企業  
建設企業は、建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。また、札幌市工事等競争入札参加資格者名簿に工種「建築」に登録しており、登録の際に客観的事項について算定された点数が1,200点以上である者が含まれていること。
- (3) 火葬炉企業  
火葬炉企業は、1つの施設に、同時期に火葬炉を10基以上納入・設置した実績のある者であること。なお、協力企業である火葬炉企業についても同様とする。
- (4) 代表企業  
代表企業は、札幌市工事等競争入札参加資格者名簿又は札幌市競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。

### 3 構成員の制限

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 札幌市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 経営状態が著しく不健全な者（会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てがなされている者等。ただし、市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）でないこと。
- (4) 札幌市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 市と本事業に関するアドバイザー契約を締結している企業及び当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業、並びにその関連会社（親会社及び子会社を含む。）でないこと。

### 第3 入札価格審査

#### 1 入札価格の確認

入札書記載金額は、事業期間に亘りサービスの対価を単純に合計した金額（金利変動、物価変動は考慮しない。また、消費税及び地方消費税を加算しない。）とし、この金額が予定価格を超えている場合は失格とする。

#### 2 入札価格の評価

入札価格の評価は、事業計画提案書に記載された現在価値換算後の価格で行うものとする。現在価値換算後の価格が最低であるものを満点とし、2位以下の評価点は、1位の評価を受けた価格（最低価格）との比率により算出する。その際、評価点は、小数点第2位以下は四捨五入し、小数点第1位までを求める。

#### <計算例>

|                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| $\text{評価点} = \text{価格審査における配点 (40 点)} \\ \times \text{最低現在価値換算後の価格} / \text{評価対象の現在価値換算後の価格}$ |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|

|            | A グループ           | B グループ                                                                 | C グループ                                                                 |
|------------|------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 現在価値換算後の価格 | 100 億円<br>(最低価格) | 110 億円                                                                 | 120 億円                                                                 |
| 評価点        | 40.0 点           | $40 \text{ 点} \times 100 \text{ 億円} / 110 \text{ 億円} = 36.4 \text{ 点}$ | $40 \text{ 点} \times 100 \text{ 億円} / 120 \text{ 億円} = 33.3 \text{ 点}$ |

## 第4 事業計画提案審査

### 1 必須項目の確認

#### (1) 施設計画（建築・設備）に関する確認

施設計画（建築・設備）に関する確認箇所は次のとおりである。

| 項 目     | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設規模・概要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・延床面積(11,200～11,800 m<sup>2</sup>の範囲内)</li> <li>・火葬炉 29 基(標準炉 27 基, 大型炉 2 基, 前室・再燃焼室付き)</li> <li>・焼却炉 1 基 (再燃焼室付き)</li> <li>・告別室(100 m<sup>2</sup>程度×2 室)</li> <li>・拾骨室(45 m<sup>2</sup>程度×14 室)</li> <li>・特別控室(48 m<sup>2</sup>程度×31 室)</li> <li>・駐車台数(バス 52 台, 乗用車 90 台, その他職員用駐車場を確保する。)</li> <li>・式場が設置されていない</li> </ul> <p>以上が満たされていない場合は失格とする。(延床面積以外の各室の面積の「程度」とは±10%とする)</p> |
| 基本要件    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地東側道路に接続している。</li> <li>・造成レベルは接続道路に合わせる。</li> <li>・自家発電設備・火葬炉設備の燃料が外部引き込み型燃料の場合 3 日間設備が稼働できる燃料を備蓄している。</li> </ul> <p>以上が満たされていない場合は失格とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                      |
| 計画概要    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用法令に基づき緑地率と緑化率が確保されている。</li> <li>・雨水調整池が設置されている。</li> <li>・正面入り口風除室及びエントランスホールに床暖房設備が施されている。</li> <li>・全てのバス乗降スペースにロードヒーティングが施されている。</li> </ul> <p>以上が満たされていない場合は失格とする。</p>                                                                                                                                                                                                        |

#### (2) 施設計画（火葬炉）に関する確認

施設計画（火葬炉）に関する確認箇所は次のとおりである。

| 項 目   | 内 容                                                                                                                                                                               |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 火葬炉設備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬炉・焼却炉が指定基数整備され, 最大棺寸法に対応している。</li> <li>・炉床方式が台車式となっている。</li> <li>・火葬炉の燃焼, 冷却, 排ガス状況等の監視・制御をコンピューター等で行い, 主要データ及びトレンドを記録するシステム</li> </ul> |



|  |                                                                                     |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>ムになっている。</p> <p>・バグフィルターが 15 基（2 炉 1 系列）設置されている。</p> <p>以上が満たされていない場合は失格とする。</p> |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------|

### (3) 維持管理計画に関する確認

維持管理計画に関する確認箇所は次のとおりである。

| 項 目  | 内 容                                                                 |
|------|---------------------------------------------------------------------|
| 計画概要 | <p>・提示された維持管理計画等が，明らかに対応不可能なものではない。</p> <p>以上が満たされていない場合は失格とする。</p> |

### (4) 運営計画に関する確認

運営計画に関する確認箇所は次のとおりである。

| 項 目  | 内 容                                                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画概要 | <p>・提示された人員配置計画が，明らかに対応不可能なものではない。</p> <p>・要求水準で示した売店等の経営方針に抵触しない提案となっている。</p> <p>以上が満たされていない場合は失格とする。</p> |

### (5) 資金収支計画等に関する確認

資金収支計画等に関する確認箇所は次のとおりである。

| 項 目          | 内 容                                                                   |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 前提条件の実現可能性   | ・資金収支計画を作成する際の前提条件（設計・建設金額，維持管理運営費，借入条件等）が，施設計画書等と整合せず，異常である場合は失格とする。 |
| サービス購入料の平準化度 | ・サービス購入料は，最大年度と最小年度の幅を 20%の範囲内で提案しているか。満たされていない場合は失格とする。              |
| 計算間違いの有無     | ・入札価格に大きく影響する重大な計算間違いの場合は失格とする。                                       |
| 関心表明書の添付なし   | ・金融機関の関心表明書の添付がない場合で，合理的な説明がない場合には失格とする。                              |
| 指示事項の不遵守     | ・入札価格に大きく影響するなどの重大な指示事項の不遵守の場合は失格とする。                                 |

## 2 評価点項目の評価

### (1) 施設計画（建物・設備）に関する評価（配点：20 点）

#### ア 配置・外構計画（配点：4 点）

配置・外構計画について、次の評価事項に応じて評価する。

##### 【評価事項】

- ・周辺景観への影響に配慮した計画になっているとともに、敷地の緑地・緑化が適切に計画されているか。
- ・建設地の特性を踏まえて施設や駐車場の配置及び外部動線が適切に計画されているとともに、冬季の除雪・堆雪や雨水調整池に配慮した計画となっているか。

#### イ 施設計画（その1）（配点：6 点）

施設計画について、次の評価事項に応じて評価する。

##### 【評価事項】

- ・各ゾーンの配置及び内部動線が適切に計画されているか。
- ・全ての利用者に優しい施設（ユニバーサルデザイン）や障害者に優しい施設（バリアフリーデザイン）に配慮した計画となっているか。

#### ウ 施設計画（その2）（配点：6 点）

施設計画について、次の評価事項に応じて評価する。

##### 【評価事項】

- ・遺族の悲しみを和らげる空間、最後の別れを行う厳粛な空間に相応しい施設計画となっているか。

#### エ 構造・防災等計画（配点：2 点）

構造・防災等計画について、次の評価事項に応じて評価する。

##### 【評価事項】

- ・構造計画や設備の耐震対策は、「市有施設の総合耐震計画及び耐震診断・改修要領」（市都市局建築部）に基づいているとともに、それらが合理的かつ有効に計画されているか。
- ・施設の防災・避難に配慮した計画となっているか。

#### オ 環境計画（配点：2 点）

環境計画について、次の評価事項に応じて評価する。

##### 【評価事項】

- ・環境や省エネルギー及びリサイクル等に配慮した計画となっているか。

**(2) 施設計画（火葬炉）に関する評価（配点：10 点）**

**ア 火葬機能の高さ（配点：4 点）**

火葬機能の高さについて、次の評価事項に応じて評価する。

**【評価事項】**

**(7) 火葬炉の設計及び再燃焼炉の容積**

- ・ 燃焼計算書が設計基本条件を満たしているか。
- ・ 合理的な燃焼計算であるか。
- ・ 実容積計算書の信憑性が高いか。
- ・ 1 秒以上の滞留時間が確保できる実容積であるか。

**(1) 再燃焼炉の攪拌・混合性及び 850℃保持域の確保**

- ・ 再燃焼炉全体が概ね 850℃に保持される位置にバーナが設置されているか。
- ・ バーナ火炎と排ガスが効率的に接触し、攪拌・混合される構造となっているか。

**(ウ) 再燃焼炉の酸素濃度の維持**

- ・ 酸素濃度の維持に関する考え方が合理的か、具体的な実績事例が示されているか。
- ・ 酸素濃度の具体的制御方法が合理的か、具体的な実績事例が示されているか。

**イ ダイオキシン類の排出抑制対策（配点：2 点）**

ダイオキシン類の排出抑制対策について、次の評価事項に応じて評価する。

**【評価事項】**

**(7) ダイオキシン類の分解及び再合成防止**

- ・ ダイオキシン類の分解及び再合成防止の考え方が合理的か、具体的な実績事例が示されているか。
- ・ 再合成を低減するための具体的措置が合理的か、具体的な実績事例が示されているか。

**(1) ダイオキシン類の除去**

- ・ ダイオキシン類除去設備(活性炭吸着設備、分解触媒搭等)が設置されているか。

**ウ 火葬炉制御システムの有効性（配点：2 点）**

火葬炉制御システムの有効性について、次の評価事項に応じて評価する。

**【評価事項】**

**(7) 火葬炉の制御システム**

- ・ 温度・炉圧等の個別制御システムがあるか、それらの有効性は高いか。
- ・ 2 炉同時運転時の制御システムがあるか、それらの有効性は高いか。
- ・ 当該系列の制御システムが故障した場合のバックアップ等があるか、それらの

有効性は高いか。

**(1) 異常・非常時への対応**

- ・当該系列の排気系統が故障した場合に、他系列を介するなどして排気できる手段を講じているか。
- ・非常時（火災・地震・停電等）への対応が適切か。

**エ その他環境保全計画（配点：2点）**

その他環境保全計画について、次の評価事項に応じて評価する。

**【評価事項】**

**(7) 窒素酸化物の低減化**

- ・窒素酸化物低減化の考え方が合理的か。
- ・窒素酸化物を低減するための具体的措置

**(1) 将来の公害防止規制（排ガス規制など）強化への対応**

- ・将来の公害防止規制(排ガス規制など)強化に対応した具体的措置について考慮しているか。

**(3) 維持管理計画（配点：5点）**

**ア 維持管理計画（建築・設備）（配点：3点）**

維持管理計画（建築・設備）について、次の評価事項に応じて評価する。

**【評価事項】**

- ・経常修繕や大規模修繕及び維持管理業務（建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、清掃業務、植栽・外構維持管理業務、警備業務、除雪業務、備品等整備）を建築や設備等の耐用年数に合わせて実施し、本件施設が良好な状態で運営できるとともに、資産価値の低減を避けるような計画となっているか。

**イ 維持管理計画（火葬炉）（配点：2点）**

維持管理計画（火葬炉）について、次の評価事項に応じて評価する。

**【評価事項】**

- ・経常修繕や大規模修繕及び維持管理業務（火葬炉保守管理業務）の計画は、設備の耐用年数に合わせて実施し、本件施設が良好な状態で運営できるとともに、資産価値の低減を避けるような計画となっているか。

**(4) 運営計画（配点：15点）**

**ア 運営計画の妥当性（配点：3点）**

運営計画の妥当性について、次の評価事項に応じて評価する。

**【評価事項】**

- ・火葬集中時の会葬者の入場計画、勤務体制（人数、配置場所）が適切に計画されているか。
- ・運営・支援システムは適切に計画されているか。

#### **イ サービス向上等（配点：4点）**

サービス向上等について、次の評価事項に応じて評価する。

##### **【評価事項】**

- ・利用者のニーズ、苦情を把握し、サービス向上に有効な仕組みを設けているか。
- ・運営を担う人材の質の確保が期待できる仕組みを設けているか。
- ・その他サービス向上に有効な仕組みを設けているか。

#### **ウ 災害時の対応（配点：3点）**

災害時の対応について、次の評価事項に応じて評価する。

##### **【評価事項】**

- ・災害時の業務遂行能力等が評価できるか。

#### **エ マネジメント（配点：5点）**

マネジメントについて、次の評価事項に応じて評価する。

##### **【評価事項】**

- ・複数の民間事業者（協力会社を含む）が業務を担当する場合の役割分担、連携、事業全体の統括の考え方等が評価できるか。
- ・墓理法上の管理者の位置付けを十分理解しているか。

### **(5) 資金収支計画等（配点：10点）**

#### **ア 安定的な資金調達に関する提案（配点：2点）**

安定的な資金調達について、次の評価事項に応じて評価する。

##### **【評価事項】**

- ・負債と出資金等の割合、出資金等の構成、負債の調達条件等の適切性

#### **イ 事業収支計画に関する提案（配点：4点）**

事業収支計画について、次の評価事項に応じて評価する。

##### **【評価事項】**

- ・事業収支計画の適切性
- ・事業収支計画の安定性、運転資金等の不足が生じる可能性と、その際の対応の適切性
- ・大規模修繕費の確保の適切性

**ウ 事業安定化方策に関する提案（配点：4点）**

事業安定化方策について、次の評価事項に応じて評価する。

**【評価事項】**

- ・出資者からの倒産隔離方策等の適切性
- ・出資者以外の構成員等（協力会社等）からの倒産隔離方策等の適切性
- ・その他，経済社会，経営，組織内部等の要因等で発生する資金収支に影響する危機の回避・制御策，回復策の適切性

## 第5 提案様式との関係

本落札者決定基準で示している入札価格審査，事業計画提案審査を行う際に，評価対象とする様式等は次のとおりである。

原則として，各項目に対応する様式を審査対象とする。指定外の様式に記載した場合には，原則として当該項目の配点を「×0.0」とする。

様式で指定した枚数を超過している提案があった場合には，原則として当該項目の配点は「×0.0」とする。

各様式間の提案内容に齟齬が生じている場合には，失格とする場合がある。

| 評価対象項目        |                | 対応様式番号等                          |
|---------------|----------------|----------------------------------|
| 1. 入札価格       |                | 様式 2-3, 10-2                     |
| 2. 事業計画提案審査   |                |                                  |
| (1) 必須項目      |                |                                  |
| ア 施設計画（建築・設備） | 施設規模・概要        | 各図面                              |
|               | 基本要件           | 様式 4-2, 各図面                      |
|               | 計画概要           | 様式 4-2, 各図面                      |
| イ 施設計画（火葬炉）   | 火葬炉設備          | 様式 7-2, 各図面                      |
| ウ 維持管理計画      | 計画概要           | 様式 8-2～8-5                       |
| エ 運営計画        | 計画概要           | 様式 9-2, 9-3, 10-4, 10-5          |
| オ 資金収支計画等     | 前提条件の実現可能性     | 各様式, 各図面                         |
|               | サービス購入料の平準化度   | 様式 10-2                          |
|               | 計算間違いの有無       | 様式 4-3, 6-7, 8-2, 8-4, 10-2～10-5 |
|               | 関心表明書の添付なし     | 様式 2-4                           |
|               | 指示事項の不遵守       | 各様式, 各図面                         |
| (2) 評価点項目     |                |                                  |
| ア 施設計画（建築・設備） | 配置・外構計画        | 様式 4-2, 4-4～4-8, 各図面             |
|               | 施設計画（その1）      | 様式 4-2, 4-9～4-11, 各図面            |
|               | 施設計画（その2）      | 様式 4-2, 4-12, 各図面                |
|               | 構造・防災等計画       | 様式 4-2, 4-13～15, 各図面             |
|               | 環境計画           | 様式 4-2, 4-16, 各図面                |
| イ 施設計画（火葬炉）   | 火葬機能の高さ        | 様式 6-3, 7-2～7-8, 各図面, フローシート     |
|               | ダイオキシン類の排出抑制対策 | 様式 6-4, 7-2～7-8, 各図面, フローシート     |

|           |                |                     |
|-----------|----------------|---------------------|
|           | 火葬炉制御システムの有効性  | 様式 6-5, 各図面, フローシート |
|           | その他環境保全計画      | 様式 6-6, 各図面, フローシート |
| ウ 維持管理計画  | 維持管理計画 (建築・設備) | 様式 8-2, 8-3         |
|           | 維持管理計画 (火葬炉)   | 様式 8-4, 8-5         |
| エ 運営計画    | 運営計画の妥当性       | 様式 9-2, 9-3         |
|           | サービス向上等        | 様式 9-4～9-6          |
|           | 災害時の対応         | 様式 9-7              |
|           | マネジメント         | 様式 9-8～9-10         |
| オ 資金収支計画等 | 安定的な資金調達に関する提案 | 様式 10-2～10-5        |
|           | 事業収支計画に関する提案   | 様式 10-2～10-6        |
|           | 事業安定化方策に関する提案  | 様式 10-2～10-7        |